



山形県公報

平成22年1月22日(金)
第2111号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 訓 令

○山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令……………(人 事 課) ……49

### 告 示

- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……51
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る  
事業の廃止……………( 同 ) ……同
- 民有保安林の指定……………(森 林 課) ……52
- 建設業者に対する営業停止の処分……………(村山総合支庁西村山建設総務課) ……同
- 道路の区域の変更……………( 同 ) ……53
- 一般国道の供用の開始……………(庄内総合支庁建設総務課) ……同
- 開発行為に関する工事の完了……………(村山総合支庁建築課) ……同

### 公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………(置賜総合支庁地域支援課) ……54
- 大規模小売店舗の変更の届出……………(商業経済交流課) ……同
- 同……………( 同 ) ……55
- 同……………( 同 ) ……56
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(出 納 局) ……同
- 同……………( 同 ) ……57
- 同……………( 同 ) ……同
- 平成22年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に  
関する公告……………( 同 ) ……同

## 訓 令

### 山形県訓令第1号

中 機 関  
出 先

山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年1月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令

山形県事務代決及び専決事務に関する規程(昭和28年12月県訓令第49号)の一部を次のように改正する。

別表第2 商工労働観光部の項産業政策課の項貸金業法に関すること。の項課長専決事項の欄第3項中「第24条の6の11第2項」を「第24条の6の12第2項」に改め、同表農林水産部の項農村計画課の項農地法に関すること(別に定めるものを除く。)。の項を削る。

別表第3 総務企画部の項地域支援課の項不当景品類及び不当表示防止法に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄第1項中「第9条第1項」を「第9条第2項」に改め、同表産業経済部の項産業経済企画課の項旅行業法に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄第9項中「第2項」を「第3項」に改め、同部の項農業振興課の項農

林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄第1項中「第20条第2項」を「第20条第3項」に改め、同課の項農地法に関すること。の項総合支庁長専決事項の欄第1項中「第83条の2」を「第51条第1項及び第3項」に改め、同項を同欄第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

1 第3条の2第1項及び第2項の規定による勧告及び許可の取消しに関すること。

別表第3産業経済部の項農業振興課の項農地法に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄第2項中「許可」を「許可（同条第5項の規定による協議を含む。）」に改め、同欄第3項中「許可」を「許可（同条第4項の規定による協議を含む。）」に改め、同欄第4項中「第20条第1項（第32条において準用する場合を含む。）」を「第18条第1項」に改め、同欄第5項から第13項までを削り、同欄第14項中「第82条第1項」を「第49条第1項」に改め、同項を同欄第5項とし、同課の項農地法に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄第3項を削り、同欄第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 第4条第5項の規定による国又は県との協議（1件の面積が3,000平方メートル以下の土地に係るものに限る。）に関すること。

別表第3産業経済部の項農業振興課の項農地法に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄第4項を次のように改める。

4 第5条第4項の規定による国又は県との協議（1件の面積が3,000平方メートル以下の土地に係るものに限る。）に関すること。

別表第3産業経済部の項農業振興課の項農地法に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄第5項中「第43条の5」を「第28条」に改め、同欄第6項から第8項までを削り、同欄第9項中「第83条」を「第50条」に改め、同項を同欄第6項とし、同欄第10項を削り、同課の項農地法に関すること（庄内総合支庁を除く。）。の項及び農地法に関すること（庄内総合支庁に限る。）。の項を削り、同課の項農業振興地域の整備に関する法律に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄第2項中「許可」を「許可（同条第7項の規定による協議を含む。）」に改め、同課の項農業振興地域の整備に関する法律に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄に次の1項を加える。

3 第15条の2第7項の規定による国又は地方公共団体との協議に関すること（1件の面積が3,000平方メートル以下の土地に係るものに限る。）。

別表第3産業経済部の項農業振興課の項農業経営基盤強化促進法に関すること（同法第5条第2項第4号ロの規定により基本方針に定められた法人に関するものを除く。）。の項総合支庁部長専決事項の欄第1項中「第5項」を「第4項」に改め、同部の項農村整備課（庄内総合支庁に限る。）の項を削り、同表建設部の項建築課の項中

|  |  |  |                         |   |
|--|--|--|-------------------------|---|
|  |  |  | 2 第3条の規定による届出の受理に関すること。 | を |
|--|--|--|-------------------------|---|

|                                |  |  |                                                                    |       |
|--------------------------------|--|--|--------------------------------------------------------------------|-------|
|                                |  |  | 2 第3条の規定による届出の受理に関すること。                                            |       |
| 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律に関すること。 |  |  | 1 第4条第1項の規定による住宅建設瑕疵担保保証金の供託の状況の届出の受理等に関すること。                      |       |
|                                |  |  | 2 第7条第2項（第16条において準用する場合を含む。）の規定による住宅建設瑕疵担保保証金の不足額の供託の届出の受理等に関すること。 | に改める。 |

|                                         |  |  |                                                                     |
|-----------------------------------------|--|--|---------------------------------------------------------------------|
|                                         |  |  | 3 第12条第1項の規定による住宅販売瑕疵担保保証金の供託の状況の届出の受理等に関する事<br>こと。                 |
| 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則に関する事<br>こと。 |  |  | 1 第11条（第22条において準用する場合を含む。）の規定による住宅建設瑕疵担保保証金の保管替えの届出の受理等に関する事<br>こと。 |

附 則

- この訓令は、公布の日から施行する。
- 農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第6条第6項及び附則第8条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる譲与及び管理に係る事務の専決及び代決については、改正後の別表第3産業経済部の項農業振興課の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

告 示

山形県告示第55号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成22年1月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地          | 事業所の名称及び所在地                  | 障害福祉サービスの種類 | 指定年月日      |
|---------------------------------------|------------------------------|-------------|------------|
| 特定非営利活動法人わいわい・かんとりー<br>飽海郡遊佐町吉出字石動6番地 | わいわい・かんとりー<br>飽海郡遊佐町吉出字石動6番地 | 自立訓練（生活訓練）  | 平成21.12.28 |

山形県告示第56号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成22年1月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地   | 事業所の名称及び所在地                  | 障害福祉サービスの種類 | 廃止年月日      |
|--------------------------------|------------------------------|-------------|------------|
| 特定非営利活動法人ホールド<br>酒田市浜田二丁目4番29号 | わいわい・かんとりー<br>飽海郡遊佐町吉出字石動6番地 | 自立訓練（生活訓練）  | 平成21.12.31 |

**山形県告示第57号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成22年1月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定に係る保安林の所在場所  
鶴岡市楨代字山ノ下118、119－1
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - イ 主伐は、択伐による。
    - ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び鶴岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**山形県告示第58号**

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により、次のとおり営業の停止を命じた。

平成22年1月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 処分をした年月日  
平成22年1月20日
- 2 処分を受けた者
  - (1) 商号 株式会社阿部工務店
  - (2) 主たる営業所の所在地 西村山郡朝日町大字常盤い3番地の5
  - (3) 代表者の氏名 阿部 正典
  - (4) 許可番号 山形県知事許可（般－17）第200176号
- 3 処分の内容  
建築工事業に関する営業のうち、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）若しくは建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業に係る建設工事又は建設費について国若しくは地方公共団体の補助金等の交付を受けている建設工事に係るもの（下請契約によるものを含む。）について、平成22年1月27日から平成22年2月24日までの29日間の営業の停止
- 4 処分の原因となった事実
  - (1) 株式会社阿部工務店が、朝日町発注の建設工事（建築一式工事）（以下「本件工事」という。）において、建設業法第3条第1項の許可を受けずに建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第2条ただし書に規定する金額以上の工事を請け負ったことは、同法第28条第1項第2号に該当する。
  - (2) 株式会社阿部工務店が、本件工事において、監理技術者を設置しなかったことは、建設業法第28条第1項第2号に該当する。
  - (3) 株式会社阿部工務店が、本件工事において、建設業法第3条第1項の許可を受けずに建設業を営む者と建設業法施行令第1条の2第1項に規定する金額以上の下請契約を締結したことは、同法第28条第1項第6号に該当する。

**山形県告示第59号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成22年1月22日から同年2月4日まで縦覧に供する。

平成22年1月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大江西川線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                      | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長           |
|------------------------------------------|------|-----------------------|---------------|
| 西村山郡大江町大字沢口字杉な14番2から<br>同 大字柳川字七夕畑21番1まで | 旧    | 39.0メートル<br>}<br>5.6  | メートル<br>1,080 |
| 同 上                                      |      | 28.9メートル<br>}<br>13.0 | メートル<br>1,120 |
| 同 上                                      | 新    | 28.9メートル<br>}<br>13.0 | 同 上           |

**山形県告示第60号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成22年1月22日から同年2月4日まで縦覧に供する。

平成22年1月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 345号
- 2 供用開始の区間 東田川郡庄内町狩川字中棚699番1から  
同 646番3まで  
東田川郡庄内町狩川字中棚844番1から  
同 字雁ヶ原724番1まで  
東田川郡庄内町狩川字雁ヶ原801番1から  
同 字出川原901番1まで
- 3 供用開始の期日 平成22年1月22日

**山形県告示第61号**

次の開発行為は、完了した。

平成22年1月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
平成21年10月26日 指令村総建第5018号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
尾花沢市大字尾花沢字南原1333番4、1333番13、4926番7、4926番8、4926番39
- 3 開発許可を受けた者の所在地及び名称  
山形市南一番町9番10号  
山形日産自動車株式会社

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成22年1月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成22年1月6日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人すぎな
  - (2) 代表者の氏名  
佐藤 憲司
  - (3) 主たる事務所の所在地  
長井市森字和合654番地
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、社会的に弱い立場に立たされている障害者、高齢者等が、地域の中で地域の方々の優しさに包まれ、一人ひとり生活の意欲と自己表現を高め、社会の一員として豊かな日々を過ごすことが出来るよう、障害者及び高齢者の支援に関する各種の事業を行い、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び庄内総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに三川町役場において平成22年5月22日まで縦覧に供する。

平成22年1月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
アクロスプラザ三川  
東田川郡三川町大字猪子字大堰端345外
- 2 変更した事項  
大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

| 名 称          | 住 所              | 代表者の氏名  |
|--------------|------------------|---------|
| 大和情報サービス株式会社 | 東京都台東区上野七丁目14番4号 | 坂 倉 正 宏 |

(変更後)

| 名 称          | 住 所              | 代表者の氏名  |
|--------------|------------------|---------|
| 大和情報サービス株式会社 | 東京都台東区上野七丁目14番4号 | 福 島 長 男 |

- 3 変更年月日  
平成20年4月1日
- 4 届出年月日  
平成22年1月6日
- 5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成22年5月22日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに山形市役所において平成22年5月22日まで縦覧に供する。

平成22年1月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークタウン成沢

山形市成沢西一丁目6番17号

2 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
（変更前）

| 名 称          | 住 所              | 代表者の氏名  |
|--------------|------------------|---------|
| 株式会社ヨークベニマル  | 福島県郡山市朝日二丁目18番2号 | 大 高 善 興 |
| 大和情報サービス株式会社 | 東京都台東区上野七丁目14番4号 | 坂 倉 正 宏 |

（変更後）

| 名 称          | 住 所              | 代表者の氏名  |
|--------------|------------------|---------|
| 株式会社ヨークベニマル  | 福島県郡山市朝日二丁目18番2号 | 大 高 善 興 |
| 大和情報サービス株式会社 | 東京都台東区上野七丁目14番4号 | 福 島 長 男 |

3 変更年月日

平成20年4月1日

4 届出年月日

平成22年1月6日

5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成22年5月22日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び最上総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに新庄市役所において平成22年5月22日まで縦覧に供する。

平成22年1月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ヨークタウンアクロスプラザ新庄  
新庄市五日町字清水川1305の5外
- 2 変更した事項  
大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

| 名 称          | 住 所              | 代表者の氏名  |
|--------------|------------------|---------|
| 株式会社ヨークベニマル  | 福島県郡山市朝日二丁目18番2号 | 大 高 善 興 |
| 大和情報サービス株式会社 | 東京都台東区上野七丁目14番4号 | 坂 倉 正 宏 |

(変更後)

| 名 称          | 住 所              | 代表者の氏名  |
|--------------|------------------|---------|
| 株式会社ヨークベニマル  | 福島県郡山市朝日二丁目18番2号 | 大 高 善 興 |
| 大和情報サービス株式会社 | 東京都台東区上野七丁目14番4号 | 福 島 長 男 |

- 3 変更年月日  
平成20年4月1日
- 4 届出年月日  
平成22年1月6日
- 5 その他  
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成22年5月22日までに知事に提出することができる。  
(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）  
(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称  
(3) 意見

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成22年1月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
大気汚染自動測定機 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県出納局経理課調達担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2724
- 3 落札者を決定した日 平成21年12月24日
- 4 落札者の名称及び所在地



東光計測株式会社 山形市大字漆山字梅ノ木1985番地4

- 5 落札金額 41,790,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成21年11月13日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成22年1月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
  - (1) 教育用デジタルテレビ 196台
  - (2) ブルーレイディスクレコーダー 196台
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県出納局経理課調達担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2721
- 3 落札者を決定した日 平成21年12月24日
- 4 落札者の名称及び所在地  
山形パナソニック株式会社 山形市平清水一丁目1番75号
- 5 落札金額 38,288,145円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成21年11月13日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成22年1月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
ノート型パソコン 1,791台
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県出納局経理課調達担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2721
- 3 落札者を決定した日 平成21年12月24日
- 4 落札者の名称及び所在地  
株式会社ケーブルテレビ山形 山形市あこや町一丁目2番4号
- 5 落札金額 90,993,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成21年11月13日

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される平成22年度における山形県の物品等（工事材料を除く。）及び特定役務（建設工事、設計、測量、調査及びコンサルタントを除く。）の調達契約（以下「特定調達契約」という。）に係る競争入札の参加者の資格等は、次のとおりである。

なお、既に山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第5項の規定による審査（以下「資格審査」という。）を受け、有効期間が平成23年3月31日までの競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者は、この公告による申請は要しないものとする。

平成22年1月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調達する物品等及び特定役務の種類
  - (1) 物品等の種類

貴金属・時計類、工芸品類、看板・旗類、写真類、印章類、楽器・書籍類、スポーツ用品類、木工作品・家具類、繊維・皮革製品類、文具・事務調度品類、事務機器類、情報機器類、通信機器類、電機・音響機器類、薬品・塗料類、医療機器類、計測・理化学機器類、産業機器類、農業・土木建設機械類、消防防災機器類、厨房・環境衛生機器類、雑貨・日用品類、自動車類、自動車付属品・自転車類、印刷類、地図・青写真・複写類、燃料類、道路標識・安全保安用品類、船舶・航空機類、古物・不用品買受類、その他

## (2) 特定役務の種類

自動車の保守及び修理のサービス、自動二輪車及び雪上車の保守及び修理のサービス、陸上運送サービス、乗組員付き船舶の賃貸サービス、航空輸送サービス、貨物運送取扱いサービス、宅配サービス、電気通信サービス、コンピュータ関連サービス、市場調査及び世論調査のサービス、広告サービス、装甲車による運送サービス、建築物の清掃サービス、出版及び印刷のサービス、金属製品、機械及び機器の修理のサービス、汚水及び廃棄物の処理、衛生その他の環境保護のサービス

## 2 競争入札参加者の資格

1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいる者その他これに準ずる者として知事が認める者であること。

## 3 競争入札参加資格審査申請書の提出の時期

規則第125条第1項に規定する競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）は特定調達契約の締結が見込まれる場合において随時に提出することができる。

## 4 申請の方法

### (1) 申請書用紙等の入手方法

申請書の用紙等は、契約担当課において競争入札の参加資格を得ようとする者に交付する。  
また、山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

### (2) 申請書の提出方法

競争入札の参加資格を得ようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添付して契約担当者に提出すること。

イ 法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては身分証明書及び登記されていないことの証明書

ロ 印鑑証明書

ハ 納税証明書（県内に事業所を有する法人にあつては法人県民税及び法人事業税並びに法人税、消費税及び地方消費税に係る納税証明書、県内に事業所を有しない法人にあつては法人税、消費税及び地方消費税に係る納税証明書、県内に事業所を有する個人にあつては個人事業税並びに申告所得税、消費税及び地方消費税に係る納税証明書、県内に事業所を有しない個人にあつては申告所得税、消費税及び地方消費税に係る納税証明書）

ニ 使用印鑑届（使用印鑑を設定する場合に限る。）

ホ 委任状（競争入札の参加及び契約等の権限を営業所等に委任する場合に限る。）

ヘ 県内事業所一覧表（県内に事業所を有する場合に限る。）

ト 取扱いメーカー一覧表

チ 代理店・特約店証明書

リ 印刷機材等設備明細書（印刷物に係る競争入札の参加資格を得ようとする者に限る。）

ヌ 契約履行実績一覧表

ル 営業許可・認可証等の写し

ヲ 貸借対照表及び損益計算書又はこれに準ずる書類（以下「財務諸表」という。）

ヅ 社会保険・労働保険加入状況一覧表

### (3) 申請書等の作成に用いる言語

申請書及び財務諸表は、日本語で作成すること。

なお、その他の書類で外国語で記載されたものについては、日本語の訳文を付し、又は添付すること。

## 5 資格審査及び結果の通知

(1) 資格審査は、4により提出された書類により行い、当該書類を提出した者について資格を有すると認めるときは、資格者名簿に登録する。

(2) 資格審査の結果については、当該申請書を提出した者に通知する。

## 6 資格の有効期間及び更新手続

### (1) 競争入札参加資格の有効期間

資格者名簿に登録された日から平成23年3月31日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新については、規則第125条第1項及び第4項の規定により必要に応じて申請書を提出すること。

平成22年 1月22日印刷  
平成22年 1月22日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂 部 登  
電話 山形 (631)2057 (631)2056